

# 別紙 1

## 児童福祉施設等指導監査事項

### 1 認可保育所

主眼事項	着 眼 点	市条例又は規則
第1 最低基準の実施状況	【 】内 法…児童福祉法の略 施行規則…児童福祉法施行規則の略 特に法律等名を記載していないものは、児童福祉施設の設備及び運営に関する基準（昭和23年厚生省令第63号）の条数	条例…鳥取市児童福祉施設の設備及び運営に関する基準を定める条例の略 規則…鳥取市児童福祉施設の設備及び運営に関する基準を定める条例施行規則の略 条数のないものは条例、規則ともに別表第3の項目
1 施設の設備構造	(1) 必要な設備が設けられているか。【第5条第4項関係】 (2) 設備の規模及び構造を変更しようとするときは市長にあらかじめ届出をしているか。【施行規則第37条第6項関係】 (3) 採光、換気等入所者の保健衛生及び危害防止に十分な考慮を払って設けられているか。【第5条第5項関係】	
2 非常災害への備え	(1) 軽便消火器等の消火用具、非常口その他の非常災害に必要な設備が設けられているか。【第6条第1項関係】 (2) 非常災害に対する具体的計画を立てているか。【第6条第1項関係】 (3) 非常災害に対する訓練を実施しているか。【第6条第1項関係】 (4) この訓練のうち避難及び消火に対する訓練を少なくとも月に1回以上実施しているか。【第6条第2項関係】 (5) 業務継続計画を策定し、必要な措置を講ずるよう努めているか。【第9条の3第1項関係】 (6) 業務継続計画の職員への周知と研修及び訓練を定期的実施するよう努めているか。【第9条の3第2項関係】 (7) 業務継続計画の定期的な見直しと必要に応じた変更を行うよう努めているか。【第9条の3第3項関係】	規則 設備 3  条例 サービスの提供 13 条例 サービスの提供 13 規則 サービスの提供 5 条例 サービスの提供 14 条例 サービスの提供 15 条例 サービスの提供 16
3 施設の職員	(1) 職員は健全な心身を有し、児童福祉事業に熱意があるものであるか。【第7条関係】 (2) 職員は必要な知識及び技能の修得、維持、向上に努めているか。【法第48条の4第2項、第7条の2第1項関係】 (3) 職員資質向上のための研修の機会を確保しているか。【第7条の2第2項関係】	規則 サービスの提供 15 規則 サービスの提供 15
4 他の社会福祉施設と併設する場	(1) 入所している者の居室及び各施設特有の設備について、兼用させていないか。【第8条関係】 (2) 入所している者の保護に直接従事する職員について、兼	規則 設備 4  規則 職員の配置 2

合の設備、職員	用又は兼務をさせていないか。【第8条関係】	
5 入所者を平等に取扱う原則	入所している者の国籍、信条、社会的身分又は入所に要する費用を負担するか否かによって、差別的な取扱いをしていないか。【第9条関係】	条例第4条
6 虐待等の禁止	職員は、入所中の児童に対し、虐待行為その他当該児童の心身に有害な影響を与える行為をしていないか。【第9条の2関係】	条例第5条
7 衛生管理	(1) 入所している者の使用する設備、食器等又は飲用に供する水について、衛生的な管理に努めているか。【第10条第1項関係】 (2) 感染症その他の健康被害の発生を防止するために、衛生上及び健康管理上必要な措置を講ずるよう努めているか。【第10条第2項関係】 (3) 感染症、食中毒及び熱中症の予防及びまん延防止のための研修並びに感染症予防及びまん延の防止のための訓練を定期的に行うよう努めているか。【第10条第2項関係】 (4) 必要な医薬品その他医療品を備えているか。【第10条第5項関係】	規則 サービスの提供 2 条例 サービスの提供 2 規則 サービスの提供 3 規則 サービスの提供 4
8 給食	(1) 当該保育所内で調理されているか。【第11条第1項関係】 (2) 献立は、できる限り変化に富んでいるか。【第11条第2項関係】 (3) 入所している者の健全な発育に必要な栄養量を含有しているか。【第11条第2項関係】 (4) 食品の種類及び調理方法について栄養並びに入所している者の身体的状況及び嗜好を考慮しているか。【第11条第3項関係】 (5) 調理はあらかじめ作成された献立に従って行われているか。【第11条第4項関係】 (6) 食を営む力の育成に努めているか。【第11条第5項関係】	規則 サービスの提供 6 規則 サービスの提供 6 規則 サービスの提供 6 規則 サービスの提供 6 規則 サービスの提供 8 規則 サービスの提供 9
9 調理の外部搬入、外部委託	(外部搬入) (1) 満3歳以上(特区認定の場合3歳未満も可)の幼児に対する食事の提供を、保育所外で調理し搬入する方法により行っている場合、下記の要件を満たしているか。【第32条の2関係】 ア 調理のための加熱、保存等の調理機能を有する設備を備えているか。【第32条の2関係】 イ 幼児に対する食事の責任が当該保育所にあるか。【第32条の2第1号関係】 ウ 当該保育所の食事の提供の管理者が、衛生面・栄養面等業務上必要な注意を果たし得るような体制が確保されているか。【第32条の2第1号関係】 エ 調理業務の受託者との契約内容について、当該保育所の食事の提供の管理者が、衛生面・栄養面等業務上必要な注意を果たし得るような内容が確保されているか。【第32条の2第1号関係】	規則 サービスの提供 7 規則 サービスの提供 7 規則 サービスの提供 7(1) 規則 サービスの提供 7(1) 規則 サービスの提供 7(1)

	<p>オ 栄養士による必要な配慮が行われているか。【第32条の2第2号関係】</p> <p>カ 栄養士により、献立等について栄養の観点からの指導が受けられる体制にあるか。第32条の2第2号関係【</p> <p>キ 調理業務の受託者は、当該保育所における給食の趣旨を十分に認識しているか。【第32条の2第3号関係】</p> <p>ク 調理業務の受託者は、衛生面・栄養面等、調理業務を適切に遂行できる能力を有しているか。【第32条の2第3号関係】</p> <p>ケ 幼児の年齢、発達の段階、健康状態に応じた食事の提供ができていますか。【第32条の2第4号関係】</p> <p>コ アレルギー、アトピー等への配慮ができていますか。【第32条の2第4号関係】</p> <p>サ 必要な栄養素量の給与ができていますか。【第32条の2第4号関係】</p> <p>シ 幼児の食事の内容、回数、時機に適切に応じていますか。【第32条の2第4号関係】</p> <p>ス 食育に関する計画に基づき食事を提供していますか。【第32条の2第5号関係】</p> <p>(外部委託)</p> <p>(2) 保育所調理業務を第三者へ委託している場合、「保育所における調理業務の委託について（平成10年児発第86号通知）」の要件を満たしているか。</p>	<p>規則 サービスの提供 7 (2)</p> <p>規則 サービスの提供 7 (2)</p> <p>規則 サービスの提供 7 (3)</p> <p>規則 サービスの提供 7 (3)</p> <p>規則 サービスの提供 7 (4)</p> <p>規則 サービスの提供 7 (4)</p> <p>規則 サービスの提供 7 (4)</p> <p>規則 サービスの提供 7 (4)</p> <p>規則 サービスの提供 7 (4)</p> <p>規則 サービスの提供 7 (5)</p>
10 健康診断	<p>(1) 入所している者に対し、入所時の健康診断及び少なくとも年2回の定期健康診断及び臨時の健康診断を、学校保健安全法の規定に準じて行っているか。【第12条第1項関係】</p> <p>(2) 健康診断をした医師は、その結果必要な事項を入所した者の健康を記録する表に記入しているか。【第12条第3項関係】</p> <p>(3) 職員の健康診断について、特に入所している者の食事を調理する者について、綿密な注意が払われているか。【第12条第4項関係】</p>	<p>規則 サービスの提供 11</p> <p>規則 サービスの提供 14</p>
11 安全確保	<p><u>(1) 安全計画を策定しているか。【第6条の3第1項関係】</u></p> <p><u>(2) 安全計画の職員への周知、研修及び訓練を定期的実施しているか。【第6条の3第2項関係】</u></p> <p><u>(3) 安全計画に関する取組内容を保護者へ周知しているか。【第6条の3第3項関係】</u></p> <p><u>(4) 安全計画の定期的な見直しと必要に応じた変更を行っているか。【第6条の3第4項関係】</u></p> <p><u>(5) 登園、園外活動等で児童の移動のために自動車を運行する際に点呼その他の児童の所在を確実に把握できる方法により、児童の所在を確認しているか。【第6条の4第1項関係】</u></p> <p><u>(6) 児童の送迎を目的とした自動車にブザーその他の車内の児童の見落としを防止する装置を備え、児童の降車の際にこれを用いて児童の所在確認を行っているか。【第6条の4第2項関係】</u></p>	<p>条例 サービスの提供 4</p> <p>条例 サービスの提供 5</p> <p>条例 サービスの提供 6</p> <p>条例 サービスの提供 7</p> <p>条例 サービスの提供 8</p> <p>条例 サービスの提供 9</p>
12 内部規程	<p>以下の施設の運営に係る重要事項について規程が設けられて</p>	<p>条例 サービスの提供</p>

	<p>いるか。【第13条関係】</p> <p>ア 施設の目的及び運営の方針</p> <p>イ 提供する保育の内容</p> <p>ウ 職員の職種、員数及び職務の内容</p> <p>エ 保育の提供を行う日及び時間並びに提供を行わない日</p> <p>オ 保護者から受領する費用の種類、支払を求める理由及びその額</p> <p>カ 乳児、満三歳に満たない幼児及び満三歳以上の幼児の区分ごとの利用定員</p> <p>キ 保育所の利用の開始、終了に関する事項及び利用に当たっての留意事項</p> <p>ク 緊急時等における対応方法</p> <p>ケ 非常災害対策</p> <p>コ 虐待の防止のための措置に関する事項</p> <p>サ その他保育所の運営に関する重要事項</p>	<p>供 2</p> <p>規則 サービスの提供 1</p>
13 備える必要のある帳簿	<p>職員、財産、収支、苦情の内容、負傷、個人情報の漏えい、事故及び入所している者の処遇の状況を明らかにする帳簿が整備されているか。【第14条関係】</p>	<p>条例 記録の作成及び保存</p>
14 秘密保持	<p>(1) 職員は、正当な理由なしに、その業務上知り得た利用者、家族の秘密を漏らしていないか。【第14条の2第1項関係】</p> <p>(2) 職員であった者が、正当な理由なしに、その業務上知り得た利用者、家族の秘密を漏らすことがないよう必要な措置を講じているか。【第14条の2第2項関係】</p>	<p>条例 事故等への対応</p> <p>条例 事故等への対応</p>
15 苦情への対応	<p>(1) 保護者等からの苦情に迅速かつ適切に対応するために、苦情を受け付けるための窓口を設置する等必要な措置を講じているか。【第14条の3第1項関係】</p> <p>(2) 保育の実施について県又は市町村から指導又は助言を受けた場合は、それに従い必要な改善を行っているか。【第14条の3第3項関係】</p> <p>(3) 運営適正化委員会が行う調査にできる限り協力しているか。【第14条の3第4項関係】</p>	<p>条例 事故等への対応</p> <p>規則 事故等への対応</p>
16 設備の基準	<p>(1) 乳児又は満2歳に満たない幼児を入所させる保育所には、乳児室又はほふく室、医務室、調理室及び便所があるか。【第32条第1号関係】</p> <p>(2) 乳児室の面積は、乳児又はほふくできない満2歳に満たない幼児1人につき1.65平方メートル以上あるか。【第32条第2号関係】</p> <p>(3) ほふく室の面積は、乳児又はほふくする（立ち歩きはじめ含む）満2歳に満たない幼児1人につき3.3平方メートル以上あるか。【第32条第3号関係】</p> <p>(4) 乳児室又はほふく室には、保育に必要な用具が備えてあるか。【第32条第4号関係】</p> <p>(5) 満2歳以上の幼児を入所させる保育所には、保育室又は遊戯室、屋外遊戯場（保育所の付近にある屋外遊戯場に代わるべき場所を含む）、調理室及び便所があるか。【第32条第5号関係】</p> <p>(6) 保育室又は遊戯室の面積は、満2歳以上の幼児1人につき1.98平方メートル以上あるか。【第32条第6号関係】</p>	<p>条例 設備 1 (1)</p> <p>条例 設備 1 (2)</p> <p>条例 設備 1 (2)</p> <p>規則 設備 1</p> <p>条例 設備 2 (1)</p> <p>条例 設備 2 (2)</p>

	<p>係】</p> <p>(7) 屋外遊戯場の面積は、満2歳以上の幼児1人につき3.3平方メートル以上あるか。【第32条第6号関係】</p> <p>(8) 保育室又は遊戯室には、保育に必要な用具が備えてあるか。【第32条第7号関係】</p> <p>(9) 保育室又は遊戯室を2階に設ける建物の場合は、下記のとおりであるか。【第32条第8号関係】</p> <p>ア 建築基準法に規定する耐火建築物又は準耐火建築物であるか。【第32条第8号イ関係】</p> <p>イ 常用の屋内階段のほか、避難用に、建築基準法施行令に規定する屋内階段、待避用バルコニー、建築基準法に規定する準耐火構造の屋外傾斜路、屋外階段のいずれかが設けられているか。【第32条第8号ロ関係】</p> <p>ウ 乳幼児が出入・通行する場所に、乳幼児の転落事故を防止する設備が設けられているか。【第32条第8号へ関係】</p> <p>(10) 保育室又は遊戯室を3階以上に設ける建物の場合、最低基準を満たしているか。【第32条第8号関係】</p>	<p>条例 設備 2(3)</p> <p>規則 設備 1</p> <p>規則 設備 2</p> <p>規則 設備 2(1)</p> <p>規則 設備 2(2)</p> <p>規則 設備 2(3)</p> <p>規則 設備 2</p>
17 職員	<p>(1) 保育士、嘱託医、調理員が置かれているか。(ただし、調理業務を委託する施設の場合は調理員を置かないことができる。)【第33条第1項関係】</p> <p>(2) 保育士の数は、乳児おおむね3人につき1人以上、満1歳以上満3歳に満たない幼児おおむね6人につき1人以上、満3歳以上満4歳に満たない幼児おおむね15人(従前:20人)につき1人以上、満4歳以上の幼児おおむね25人(従前:30人)につき1人以上となっているか。【第33条第2項関係】</p> <p>※保育の提供に支障を及ぼすおそれがあるときは、本規定を適用せず、当分の間、従前の規定を適用する。</p> <p>(3) 早朝、夕刻時間帯に保育士(有資格者)が1名しかいない時間帯はないか。(保育所1につき、保育士2人を下ることはできない。)</p> <p>(4) 乳児が入所している場合は、保健師、看護師又は准看護師を配置しているか。</p> <p>(5) 入所している児童の処遇や保護者に対する子育て支援等のために、基準を上回る保育士を配置しているか。</p> <p>※職員の配置基準の特例を適用している場合</p> <p>(6) 必要な保育士が1人となる場合は、当該保育士に加えて、子育て支援員等の配置がなされているか。</p> <p>(7) 幼稚園教諭等または子育て支援員等を保育士とみなしている場合において、保育士の数が年齢別配置基準により算定される数の3分の2以上となっているか。</p> <p>(8) 保育の質を確保するための研修を受講しているか。</p>	<p>条例 職員の配置 1</p> <p>条例 職員の配置 3</p> <p>規則 職員の配置 1</p> <p>条例 職員の配置 2</p> <p>条例 職員の配置 4</p> <p>条例 職員の配置 5</p> <p>条例 附則3～7</p>
18 保育時間	<p>保育時間は1日につき8時間を原則とし、保護者の労働時間やその他家族の状況等を考慮し設定されているか。【第34条関係】</p>	<p>条例 サービスの提供 1</p>
19 保育の内容	<p>保育は、養護及び教育を一体的に行うことをその特性とし、その内容については、保育所保育指針に基づき行われているか。【第35条関係】</p>	<p>規則 サービスの提供 13</p>

20 保護者等との連携	<u>保育所長は、常に入所している児童の保護者と密接に連携をとり、保育内容等につき、保護者の理解と協力を得るよう努めているか。【第36条関係】</u>	規則 サービスの提供 10
21 保育所の情報提供	(1) 保育所は、当該保育所が主として利用される地域の住民に対してその行う保育に関し情報の提供を行っているか。 【法第48条の4第1項】 (2) 保育所は、その行う保育に支障がない限りにおいて、乳児、幼児等の保育に関する相談に応じ、及び助言を行うよう努めているか。【法第48条の4第2項関係】	条例 サービスの提供 12
22 財産目録等の備付け	<社会福祉法人が開設する保育所のみ> 事業報告書、財産目録、貸借対照表、収支計算書、これに関する監事の意見を記載した書面を各事務所に備えているか。【社会福祉法第45条の32、第45条の34関係】	
23 自己評価	児童の処遇について自己点検し、その結果を保護者に周知すること。また、定期的に外部の者による評価を行い、その結果を公表するよう努めること。【第5条第3項関係】	条例 サービスの提供 10
24 障がい児保育	障がいのある乳幼児が入所している場合は、その者の障がいの状態を把握するとともに、家庭及び関係機関との連携を図りながら、適切な環境の下で保育を実施すること。	条例 サービスの提供 11
25 暴力団等との関係	設置者は、暴力団又は暴力団員の利益につながる活動を行わないこと。また、暴力団又は暴力団員と密接な関係を持たないこと。	条例 サービスの提供 17
26 事故報告	重大な事故が発生した場合、市町村等へ報告を行っているか。	

<p><b>第2 保育指針に沿った保育の実施</b></p>	<p>【 】内は、保育所保育指針（平成29年厚生省労働省告示第117号）の条数</p>
<p>1 保育の計画</p>	<p>(1) 全体的な計画は適切に作成されているか。【第1章3(1)関係】  <u>(2) 指導計画は適切に作成されているか。【第1章3(2)関係】</u>  <u>(3) 保育の過程が記録されているか。【第1章3(2)関係】</u>  <u>(4) 保育所児童要録について、児童の就学に際し、小学校への送付が行われているか。【第2章4(2)ウ関係】</u>  <u>(5) 保育の記録や自己評価に基づいて、保育の質の向上に努めているか。【第1章3(4)ア関係】</u>  (6) 保育所は保育の計画の展開や保育士等の自己評価結果を踏まえ、当該保育所の保育の内容等について自己評価を行っているか。【第1章3(4)イ関係】  (7) 子どもの健康に関する保健計画を作成し、全職員がそのねらいや内容を明確にしながら、一人一人の子どもの健康の保持及び増進に努めているか。【第3章1(2)ア関係】  (8) 食事の提供を含む、食育の計画を作成し、保育の計画に位置づけ、その評価・改善に努めているか。【第3章2(1)ウ関係】</p>
<p>2 健康・安全管理</p>	<p>(1) 入所している児童の健康状態について、登所時の観察及び保護者からの聞き取りが適切に行われているか。【第3章1(1)イ関係】  (2) 健康診断の診断結果を保育に活用しているか。【第3章1(2)イ関係】  (3) 入所している児童の健康状態について、保育中の観察により適切に行われ、必要に応じて適切な対応が図られているか。(SIDS、アレルギー疾患等含む)【第3章1(3)関係】  (4) 施設設備は、適正に整備されているか。また、建物、設備の維持管理は適切に行われているか。【第3章3(2)関係】  (5) 交通事故防止に配慮し、家庭及び諸機関と連携し、交通安全指導が実施されているか。【第3章3(2)関係】  (6) 事故防止及び事故発生時の対応について配慮が行われているか。【第3章3(2)関係】  (7) 防犯に対して配慮が行われているか。【第3章3(2)関係】  (8) 防震対策は適切に行われているか。【第3章3(2)関係】  (9) 児童虐待が疑われる場合の対応は、適切か。【第3章1(1)、第4章2(3)関係】</p>
<p>3 個人情報保護</p>	<p>入所する子ども等の個人情報を適切に取り扱っているか。【第1章1(5)ウ関係】</p>
<p>4 小学校との連携</p>	<p>小学校との積極的な連携を図るよう配慮されているか。【第2章4(2)関係】</p>
<p>5 地域における子育て支援</p>	<p>(1) 地域における子育て支援について、保育所の知識、経験、技術を生かす取組が行われているか。【第1章1(1)ウ関係】  (2) 小学校との積極的な連携を図るよう配慮されているか。【第2章4(2)イ関係】  (3) 施設設備を地域に開放し、地域との連携が深められているか。【第</p>

<p>6 施設長</p> <p>7 人権保育</p> <p>8 給食</p>	<p>4章3(1)関係】  (4) 地域の関係機関、団体等との積極的な連携及び協力を図っているか。【第4章3(2)関係】</p> <p>施設長は、法令等を遵守し、保育所を取り巻く社会情勢などを踏まえ、その専門性の向上に努めているか。【第5章2関係】</p> <p>(1) 「人権を大切にする心を育てる」保育が実施されているか。【第1章1(5)ア関係】  (2) 子どもの国籍や文化の違いを認め、互いに尊重する心を育てるよう配慮しているか。【第2章4(1)関係】  (3) 子どもの性差や個人差に留意し、性別などによる固定的な意識を植え付けないように配慮しているか。【第2章4(1)関係】</p> <p>入所者の身体状態に合わせた調理内容になっているか。【第3章2(2)関係】</p>
<p><b>第3 保育所  運営の適  正実施の  確保</b></p>	
<p>1 運営管理  体制</p>	<p>(1) 施設長に適任者が配置されているか。  (2) 補助金等を受けて事業を実施するため最低基準を超えて上乘せ配置する保育士等が必要な場合、必要な保育士等が確保されているか。  (3) 開所・閉所時間、保育時間、開所日数が適切に設けられているか。  (4) 入所定員を遵守しているか。  (5) 定員を超えて私的契約児を入所させていないか。  (6) 入所児童の年齢制限を行っていないか。  (7) 公立保育所で民間事業者に管理運営を委託している場合、市町村からの管理運営委託は適切に行われているか。  (8) 保育の実施機関（市町村）との十分な連携が図られているか。</p>
<p>2 会計経理</p>	<p>(1) 利用者から預かっている金銭等がある場合、別会計で経理されているとともに、適正に管理がなされているか。  (2) 経理規程が整備されているか。  (3) 内部牽制体制が確立され、適正に機能しているか。  (4) 決算書類は適切に作成されているか。  (5) 予算の流用は適切に行われているか。  (6) 簿外経理となっている収入・支出はないか。  (7) 経理規程に基づいた適切な運用がなされているか。  ア 経理区分は経理規程どおりか。  イ 金銭の収入について、経理規程どおりに処理されているか。  ウ 寄附金品の受入れは適切か。  エ 役員報酬の支払は適切か。  オ 会計帳簿は整備されているか。  カ 支払は経理規程どおりに取り扱われているか。  キ 小口現金は経理規程どおりに取り扱われているか。  ク 契約事務は適切か。  ケ 借入金の扱いは経理規程どおりであるか。  コ 積立金の扱いは経理規程どおりであるか。  サ 委託費の管理・運用は安全確実に換金性の高い方法で行われて</p>



	<p>いるか。</p> <p>シ 予算及び補正予算の編成の時期と積算は適切に行われているか。</p> <p>ス 資金収支計算書は適切に作成されているか。</p> <p>セ 貸借対照表は適切に作成されているか。</p> <p>ソ 財産目録は適切に作成されているか。</p> <p>(8) 運営費等の請求は適正に行われているか。</p> <p>(9) 運営費は適正に運用されているか。(運営費を財源充当してはいけない科目に充当していないか。</p> <p>(10) 施設の運営が適正に行われた上で運営費の弾力運用が行われているか。</p> <p>(11) 収支計算分析表の提出が必要か。</p> <p>(12) 職員給与、諸手当等と給与台帳は整合しているか。</p> <p>(13) 賃貸借契約等は適切に取り扱われているか。</p> <p>(14) 土地・建物取得の手続は適切か。</p> <p>(15) 積立金を積立目的以外に使用する場合の手続は適正か。</p> <p>(16) 他の会計間の繰入れが適正に行われているか。</p> <p>(17) 他の会計間の貸付は適正に行われているか。</p> <p>(18) 運用収入の本部会計への繰入額は妥当であるか。また、その積算根拠は明確にされているか。</p> <p>(19) 前期末支払資金残高の取扱いは適正に行われているか。</p> <p>(20) 当期末支払資金残高等の額は適当か。</p>
<p>3 職員確保・職員処遇</p>	<p>(1) 労働基準法等関係法規は遵守されているか。</p> <p>(2) 労働基準法第24条・36条の労使の協定が締結され、労働基準監督署へ提出されているか。</p> <p>(3) 通勤手当、住宅手当等の各種手当が規定され、適正に支払われているか。</p> <p>(4) 職員が出産、傷病により長期休暇を要する場合、育児休業、産休等代替職員が任用されているか。</p> <p>(5) 職員の確保及び定着化について積極的に取り組んでいるか。</p> <p>(6) 労働時間の短縮等労働条件の改善に努めているか。</p> <p>(7) 業務体制の確立と業務省力化の推進のための努力がなされているか。</p>
<p>4 給食</p>	<p>(1) 3歳未満児に対する献立、調理(離乳食等)、食事の環境などについて配慮がされているか。</p> <p>(2) 原料食品の購入に当たっては、検収を確実にを行い、事故防止に努めているか。また、適切に保管がされているか。</p> <p>(3) 保存食は、原材料及び調理済み食品を食品ごとに50gずつ清潔な容器に密封して入れ、-20℃以下で2週間以上保存しているか。(原材料は購入した状態で保存しているか。)</p> <p>(4) 給食日誌の記録が適正に行われているか。</p> <p>(5) 児童育成協会から購入した脱脂粉乳の受払記録が適正に行われているか。</p> <p>(6) 土曜日に給食を提供しているか。</p> <p>(7) 調理の業務委託が行われている場合、契約内容等が遵守されているか。</p>
<p>5 安全管理</p>	<p>(1) 消防用設備及び避難用設備が整備されているか。これらが常時機能するよう管理されているか。また、専門業者により定期的に点検が行われているか。</p>

	<p>(2) 火災防止対策として責任分野を明確にした予防管理組織がつけられているか。</p> <p>(3) 土砂災害警戒区域内の施設は、土砂災害に対する具体的計画を立て、これに対する訓練を実施しているか。</p> <p>(4) 浸水想定区域内の施設は、浸水災害に対する具体的な計画を立て、これに対する訓練を実施しているか。</p> <p>(5) 津波災害警戒区域内の施設は、津波災害に対する具体的な計画を立て、これに対する訓練を実施しているか。</p> <p>(6) 原子力災害対策重点区域に立地している施設は、原子力災害に対する具体的な避難計画を立て、これに対する訓練を実施しているか。</p> <p>(7) 園外活動におけるお散歩ルートの危険箇所の確認、マニュアルの整備状況の確認を定期的に行っているか。</p>
--	--